

若者定住促進住宅入居者募集

村では、次のとおり若者定住促進住宅の入居者を募集します。

1 若者定住促進住宅の概要

名 称	滝ノ沢若者定住促進住宅 2-A
住 所 地	秋田県雄勝郡東成瀬村田子内字若宮下74番地
募集戸数	1戸（1棟）
建物構造物	木造2階建 2DK（1階車庫） 延床面積 96.66㎡ 敷地面積 約103㎡ 設 備 エコキュート、IHクッキングヒーター、洗面化粧台、 ユニットバス、洋式トイレ、テレビドアホン、ルームエアコン
家賃・敷金	家賃 30,000円 敷金 60,000円

2 入居資格

- ① 東成瀬村に定住を希望し、かつ、居住するための住宅を必要としている者
- ② 入居を許可されたときの年齢が満45歳未満の者（世帯主及び生計中心者）であること。
- ③ 入居後、定住住宅の所在地を住所として住民登録ができること。
- ④ 地方税等を滞納していない者であること。
- ⑤ 入居希望者又は同居しようとする者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

3 入居申込期限及び提出先

令和7年3月19日（水）必着 ※郵送可
東成瀬村役場 企画課 までお申込みください。

4 入居申込方法

入居申込書に必要事項を記入し、下記の書類を添付のうえ申込みください。

- ① 入居申込者及び同居者の住民票
- ② 入居申込者及び同居者の収入を証する書類（市区町村長の発行する所得課税証明）
- ③ 入居申込者及び同居者の市区町村税（国民健康保険料を含む。）を滞納していない証明書 ※令和3年度分で証明できるもの

5 入居の選定

入居資格の有無を書類審査のうえ、募集戸数を超える申込みがあった場合は、抽選を行います。（その場合は対象者へ個別に連絡します。）

入居決定者には「入居決定通知書」を通知します。

6 入居開始予定日

令和7年3月下旬から4月上旬

7 入居手続き

入居決定者は、指定する期日まで入居者と同等以上の収入のある連帯保証人1名の連署と必要書類を添えて入居請書を提出してください。

8 その他注意事項

- ① 住宅敷地内の除草や雪かき等の環境維持は入居者の方に行っていただきます。
- ② 入居後は、地域活動等に参加していただくことになります。
- ③ ペットは原則不可

9 問合せ先

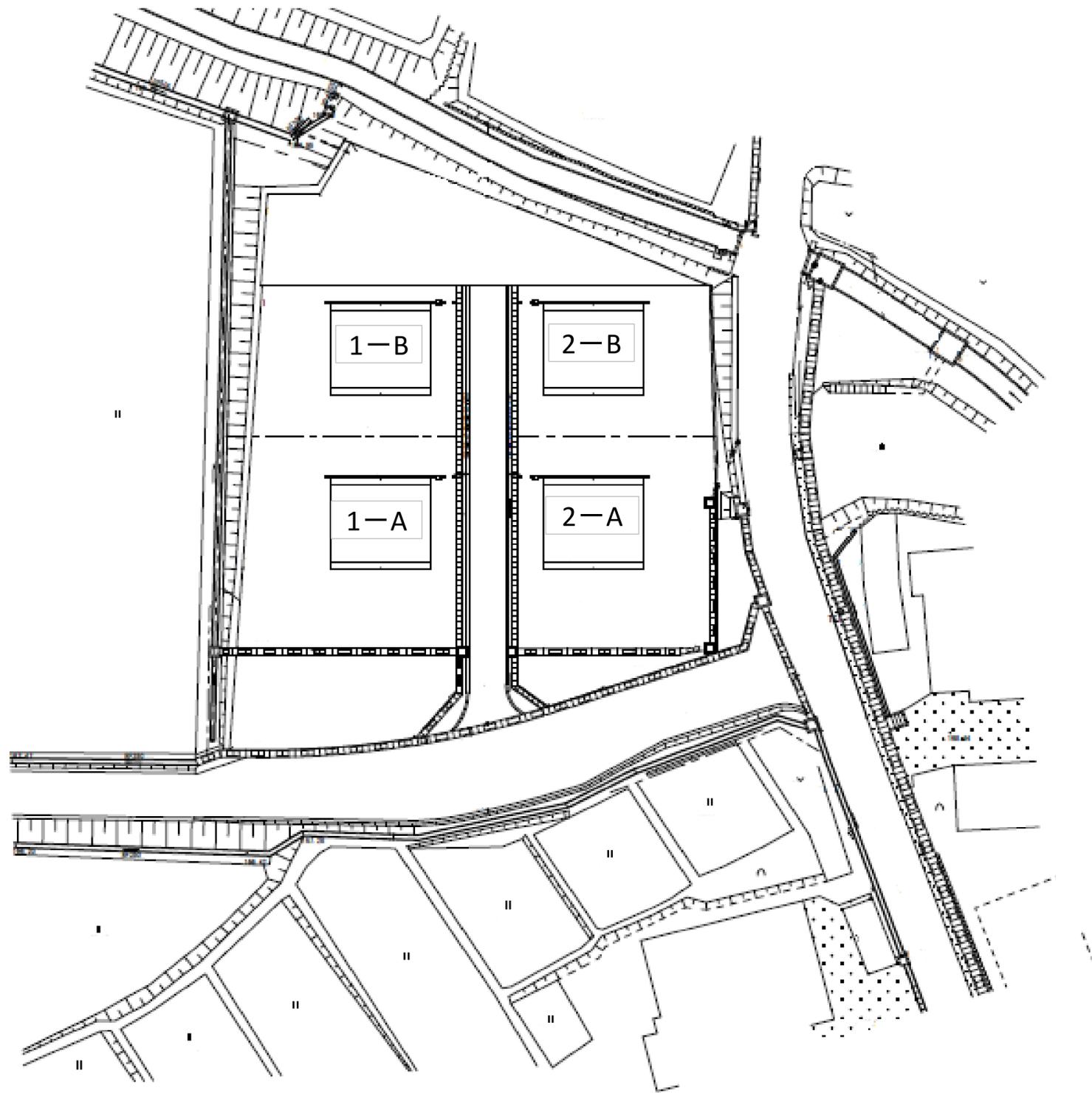
東成瀬村役場 企画課

〒019-0801

秋田県雄勝郡東成瀬村田子内字仙人下30-1

TEL 0182-47-3402

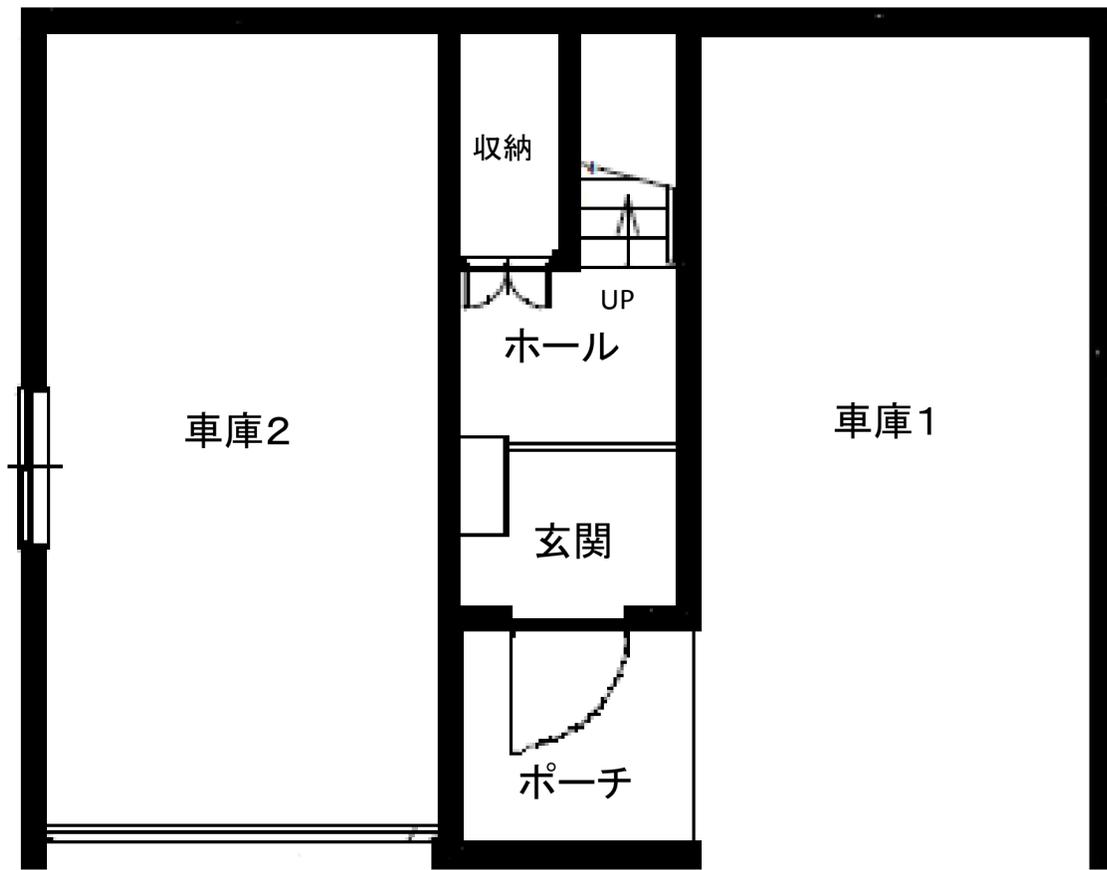
滝ノ沢若者定住促進住宅位置図



滝ノ沢若者定住促進住宅



滝ノ沢若者定住促進住宅間取り(1-A・1-B・2-A・2-B)



1階



2階